

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第二十三号）新旧対照表

改正後

（適用額）

第二条 法第二条第一項第六号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 十五 省略

十六 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条及び第四条第二項第四号において「令和五年改正法」という。）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（第三十号及び第四十条第二項第四号において「令和五年旧措置法」という。）第四十条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十七 措置法第四十三条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十八 省略

二十六 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条及び第四条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第三十号）及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。） 同条第一項に規定する特別償却限度額

二十七 省略

二十八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び第四条第二項第一号において「平成二十八年改正法」という。）附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（第三十号）及び第四条第二項第一号において「平成二十八年旧措置法」という。）第四十八条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十九 省略

改正前

（適用額）

第二条 同上

一 十五 同上

十六 措置法第四十三条の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十七 措置法第四十三条の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十八 同上

二十六 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条及び第四条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成三十一年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。） 同条第一項に規定する特別償却限度額

二十七 同上

二十八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び第四条において「平成二十八年改正法」という。）附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十八年旧措置法」という。）第四十八条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十九 同上

三十 措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

イ・ロ 省 略

ハ 令和五年改正法附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年旧措置法第四十三条の二第一項の規定

二 省 略

三十一 措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イからロまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イからロまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イからロまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

三十二・三十三 省 略

三十四 省 略
三十五 省 略
三十六 省 略
三十七 省 略
三十八 省 略
三十九 省 略
四十 省 略
四十一 省 略

三十 同上

イ・ロ 同上

ハ 同上

三十一 同上

イ 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イからロまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イからロまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イからロまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

三十二・三十三 同上

三十四 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下の号及び第四条において「令和四年改正法」という。）附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和四年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第四条において「令和四年旧措置法」という。）第五十六条第一項又は第六項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十五 同上
三十六 同上
三十七 同上
三十八 同上
三十九 同上
四十 同上
四十一 同上
四十二 同上

四十二	省	略
四十三	省	略
四十四	省	略
四十五	省	略
四十六	省	略
四十七	省	略
四十八	省	略
四十九	省	略
五十	省	略
五十一	省	略
五十二	省	略
五十三	省	略
五十四	省	略
五十五	省	略
五十六	省	略
五十七	省	略

。以下この号及び第四条において「平成二十九年改正法」という。附則第六十九條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第五十九号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五條の八第七項又は第八項の規定 同條第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五條の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五條の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五條の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

四十三	同	上
四十四	同	上
四十五	同	上
四十六	同	上
四十七	同	上
四十八	同	上
四十九	同	上
五十	同	上
五十一	同	上
五十二	同	上
五十三	同	上
五十四	同	上
五十五	同	上
五十六	同	上
五十七	同	上
五十八	同	上

。以下この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。附則第六十九條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第六十号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五條の八第七項又は第八項の規定 同條第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五條の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五條の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五條の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

六十六 省 略

六十七 措置法第六十六条の十一の四第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の四第一項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額から当該金額のうち各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた同項に規定する欠損金額に相当する金額を控除した金額

ロ 措置法第六十六条の十一の四第二項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額

六十八 省 略
六十九 省 略
七十 省 略
七十一 省 略
七十二 省 略
七十三 省 略
七十四 省 略
七十五 省 略
七十六 省 略
七十七 省 略
七十八 省 略
七十九 省 略

六十七 同 上

六十八 措置法第六十六条の十一の四第一項又は第三項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の四第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額

ロ 措置法第六十六条の十一の四第三項の規定 同項の規定の適用を受ける同条第四項に規定する特定超過控除対象額及び同項に規定する非特定超過控除対象額の合計額

六十九 措置法第六十六条の十一の五第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の五第一項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額から当該金額のうち各事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた同項に規定する欠損金額に相当する金額を控除した金額

ロ 措置法第六十六条の十一の五第二項の規定 同項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入される金額

七十 同 上
七十一 同 上
七十二 同 上
七十三 同 上
七十四 同 上
七十五 同 上
七十六 同 上
七十七 同 上
七十八 同 上
七十九 同 上
八十 同 上
八十一 同 上
八十二 同 上

八十二 第四条第二項第五号から第十四号までに掲げる規定（次号から第八十五号までに掲げる規定を除く。） 次の表の上欄に掲げる第一号から第六号まで（第二十六号、第二十八号、第三十四号、第五十八号、第六

十号及び第六十九号を除く。)の規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えた場合におけるこれらの号に掲げる区分に応じそれぞれこれらの号に定める金額

第一号	租税特別措置法	令和二年改正前措置法(所得税法等の一部を改正する法律)令和二年法律第八号。以下この号及び第六十七号イにおいて「令和二年改正法」という。)附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第六十条の規定による改正前の租税特別措置法
第二号	以下「措置法」という。以下「措置法」をいう。以下第八十一号までにおいて同じ	以下
	以下(次に掲げる法人にあつては、それぞれ次に定める金額以下)	
措置法第四十二条の四第一項、第四項、第七項又は第十三項(同条第十八項において準用する場合を含む。)	令和二年改正前措置法第四十二条の四第一項、第四項又は第七項	

第四十一号	第三十六号から第四十号まで	第三十五号	第三十三号	第三十二号	第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号	第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号	第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号	第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号
措置法	措置法	第九項	措置法	第八項	措置法	措置法	（措置法）	同条第十九項第二号
法	法	第十項	法	第九項	法	法	（令和二年改正前措置法）	同条第八項第二号
令和二年改正前措置法	令和二年改正前措置法	令和二年改正前措置法	令和二年改正前措置法第五十五条の二第一項	令和二年改正前措置法	令和二年改正前措置法	令和二年改正前措置法	令和二年改正前措置法	令和二年改正前措置法

		第五十一号ハ(1)		第五十一号イ及 びロ	第五十一号	第四十三号から 第五十号まで		第四十二号	
	法人税法施行令	措置法	措置法第六十五条第十項の	措置法	措置法第六十五条第一項、	措置法	第八項	措置法	第九項
の法人税法施行令 の規定による改正前 「と いう。」 第一 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 法 人 税 法 施 行 令	法人税法施行令等 の一部を改正する政 令 (令和二年政令第二 百七号。次号におい て「令和二年改正令 」 と い う。) 第一 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 法 人 税 法 施 行 令	法	令和二年改正前措置 の 法 第六 十五 条 第十 項	法	令和二年改正前措置 の 法 第六 十五 条 第一 項	法	第九項	法	第十項

第六十七号イ	第六十七号	第五十三号から第五十七号まで、第五十九号及び第六十一号から第六十六号まで	第五十二号	第五十一号ハ(2)	第六十七号イ	第六十七号	第六十七号イ	第六十七号イ	第六十七号イ
措置法	措置法第六十六条の十一の三第一項又は	措置法	租税特別措置法施行令	措置法第六十五条の二第一項	措置法	措置法	措置法	措置法	措置法
法	令和二年改正前措置法第六十六条の十一の三第一項又は	令和二年改正前措置法	令和二年改正前附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正前第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令	令和二年改正前措置法第六十五条の二第一項	法	法	法	法	法
									第二百二十二条の十四第五項

第六十八号イ及び第七十号から前号まで	措置法	令和二年改正前措置法	第六十八号	次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる区分に	イに	第六十七号ロ	措置法	令和二年改正前措置法	法人税法	法人税法	令和二年改正前法人税法	同法	同法	令和二年改正前法人税法	法人税法	令和二年改正前法人税法	令和二年改正前法人税法	令和二年改正前法人税法
--------------------	-----	------------	-------	------------------------	----	--------	-----	------------	------	------	-------------	----	----	-------------	------	-------------	-------------	-------------

八十三 令和二年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和

二年法律第八号。以下この条及び第四条において「令和二年改正法」という。）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法をいう。以下同じ。）第四十五条の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

八十四 令和二年改正前措置法第五十六条第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

八十五 令和二年改正前措置法第六十六条の二第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

八十六 令和二年改正前措置法第六十八条の八第一項又は第二項の規定 これらの規定の適用を受ける連結事業年度（令和二年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の連結所得（令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第五百五十四号において「令和二年旧法人税法」という。）第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下同じ。）の金額のうち年八百万円（その連結親法人（令和二年旧法人税法第十二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下同じ。）の令和二年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が一年に満たない場合には、八百万円を十二で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下の金額

八十七 令和二年改正前措置法第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（同条第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この条において同じ。）から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八十八 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十一第二項又は第三項の規定

これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八十九 令和二年改正前措置法第六十八条の十三第一項又は第二項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十 令和二年改正前措置法第六十八条の十四第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十一 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の二第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

九十二 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十四の三第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十三 令和二年改正前措置法第六十八条の十五第一項又は第二項の規定次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十四 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の二第一項又は第二項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十五 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の三第一項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額(令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額)

九十六 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の五第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の五第一項の規定 同項に

規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の五第二項又は第三項の規定
定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連
結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五
の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項
に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当
する金額を控除した金額）

九十七 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の
規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連
結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の
八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規
定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金
額を控除した金額）

九十八 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六の二第一項又は第二
項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六の二第一項の規定 同
項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定 同
項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額か
ら控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の十五の八第一
項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定す
る調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額
を控除した金額）

九十九 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の七第一項から第六項ま
での規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の七第一項から第三項まで
の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の十五の七第四項から第六項まで
の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整
前連結税額から控除される金額（令和二年改正前措置法第六十八条の
十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により
同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に
相当する金額を控除した金額）

- 百 令和二年改正前措置法第六十八条の十六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百一 令和二年改正前措置法第六十八条の十七第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百二 令和二年改正前措置法第六十八条の十八第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百三 令和二年改正前措置法第六十八条の十九第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百四 令和二年改正前措置法第六十八条の二十第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百五 令和二年改正前措置法第六十八条の二十四第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百六 令和二年改正前措置法第六十八条の二十五第一項又は第二項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百七 令和二年改正前措置法第六十八条の二十七第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 百八 令和二年改正前措置法第六十八条の二十九第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
- 百九 令和二年改正前措置法第六十八条の三十一第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百十 令和二年改正前措置法第六十八条の三十三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百十一 令和二年改正前措置法第六十八条の三十四第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百十二 平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。） 同条第一項に規定する特別償却限度額
- 百十三 令和二年改正前措置法第六十八条の三十五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
- 百十四 平成二十八年改正法附則第一百五条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第六十八条の三十六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

百十五 令和二年改正前措置法第六十八条の三十六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

百十六 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

イ 平成二十八年改正法附則第一百五十五条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第六十八条の三十六第一項の規定

ロ 平成三十一年改正法附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）

百十七 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第一項、第六十八条の四十一第一項、第六十八条の十四の二第二項、第六十八条の十四の三第一項、第六十八条の十五の五第一項、第六十八条の十五の七第一項から第三項まで、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十五、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六までの規定

百十八 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第三項の規定 前号イからハまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

百十八 令和二年改正前措置法第六十八条の四十三第一項又は第八項の規

- 定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百十九 令和二年改正前措置法第六十八条の四十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十 令和二年改正前措置法第六十八条の四十六第一項又は第六項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百二十一 令和二年改正前措置法第六十八条の五十四第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百二十二 令和二年改正前措置法第六十八条の五十四の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十三 令和二年改正前措置法第六十八条の五十五第一項又は第十三項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百二十四 令和二年改正前措置法第六十八条の五十六第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百二十五 令和二年改正前措置法第六十八条の五十七第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十六 令和二年改正前措置法第六十八条の五十七の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百二十七 令和二年改正前措置法第六十八条の五十八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百二十八 令和二年改正前措置法第六十八条の六十一第一項、第二項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百二十九 令和二年改正前措置法第六十八条の六十二第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百三十 令和二年改正前措置法第六十八条の六十二の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百三十一 令和二年改正前措置法第六十八条の六十三第一項又は第二項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額
- 百三十二 令和二年改正前措置法第六十八条の六十三の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百三十三 令和二年改正前措置法第六十八条の六十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額
- 百三十四 令和二年改正前措置法第六十八条の六十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百三十五 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項又は第八項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百三十六 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項、第三項、第八項又は第九項の規定 同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項の規定により損金の額に算入される金額又は令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第九項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第九項の規定により損金の額に算入される金額

百三十七 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第一項、第三項、第五項又は第十項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

ロ 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第三項の規定 同項において準用する次に掲げる規定により損金の額に算入される金額

(1) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項又は第八項の規定
(2) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項又は第三項の規定

(3) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第八項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項の規定

(4) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第九項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十八項の規定

ハ 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項第一号に掲げる場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額(同項に規定する譲渡利益額をいい、当該譲渡利益額に係る法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号。次号において「令和二年改正令」という。)第一条の規定による改正前の法人税法施行令第二百二十二条の十四第五項に規定する調整済額がある場合には、当該調整済額を控除した金額とする。(2)において同じ。)

(2) 令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項第二号に掲げる

場合 同項に規定する適用譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額

百三十八 令和二年改正前措置法第六十八条の七十三第一項、第二項若しくは第七項又は令和二年改正前附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正前令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の百一第五項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百三十九 令和二年改正前措置法第六十八条の七十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十 令和二年改正前措置法第六十八条の七十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十一 令和二年改正前措置法第六十八条の七十六第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十二 令和二年改正前措置法第六十八条の七十六の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百四十三 令和二年改正前措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百四十四 平成二十九年改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第四百四十六号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定 同条第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十九第九項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額

百四十五 令和二年改正前措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項又は第九項の規定 同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は令和二年改正前措置法第六十八条の七十九第九項において準用する令和二年改正前措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額

百四十六 平成二十九年旧効力措置法第六十八条の八十の規定 同条に規

定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十九の規定により損金の額に算入される金額

百四十七 令和二年改正前措置法第六十八条の八十の規定 同条に規定する交換をした場合における令和二年改正前措置法第六十八条の七十八又は第六十八条の七十九の規定により損金の額に算入される金額

百四十八 令和二年改正前措置法第六十八条の八十一第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百四十九 令和二年改正前措置法第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百五十 令和二年改正前措置法第六十八条の八十五第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百五十一 令和二年改正前措置法第六十八条の九十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十二 令和二年改正前措置法第六十八条の九十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十三 令和二年改正前措置法第六十八条の九十五の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績連動給与の額

百五十四 令和二年改正前措置法第六十八条の九十六第一項の規定 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係（令和二年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（令和二年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が支出した同項の規定により読み替えられた令和二年旧法人税法第八十一条の六第四項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

百五十五 令和二年改正前措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額及び同項に規定する個別超過控除対象額の合計額

百五十六 令和二年改正前措置法第六十八条の九十八第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十七 令和二年改正前措置法第六十八条の九十九第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百五十八 令和二年改正前措置法第六十八条の百第一項の規定 その連結

事業年度の連結所得の金額

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。)第二条第二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 平成二十九年改正法附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(次項第二号において「平成二十九年旧措置法」という。)第四十七条第一項又は第四十七条の二第一項の規定

二 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項(同

百五十九 令和二年改正前措置法第六十八条の百一第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

百六十 令和二年改正前措置法第六十八条の百二第一項から第四項まで、第六項、第十項又は第十一項の規定 同条第一項の規定により損金の額に算入される金額、同条第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)(若しくは第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。))の規定により損金の額に算入される金額又は同条第四項若しくは第六項の規定により損金の額に算入される金額

百六十一 令和二年改正前措置法第六十八条の百三第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額

百六十二 令和二年改正前措置法第六十八条の百四第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特例非支配目的株式等に係る配当等の額

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 同上

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十九条第十四項又は第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定

二 平成二十八年改正法附則第九十二条第八項又は第一百五十五条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定

三 平成二十九年改正法附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十二条第八項若しくは第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(次項第二号において「平成二十九年旧措置法」という。)第四十七条第一項若しくは第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

四 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項又は第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四

条第三項第二号に係る部分に限る。)の規定

- 三 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第八十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項の規定
- 四 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下この号及び次号において「令和三年改正法」という。)附則第四十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「令和三年旧措置法」という。)第四十二条の五第一項の規定

- 五 令和三年改正法附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項又は第二項の規定

- 六 所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条第一項の規定
- 2 令第二条第十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 平成二十八年改正法附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四十八条第一項の規定
- 二 平成二十九年改正法附則第六十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第六十五条の八(第九項

- 十七条の二第一項(同条第三項第二号に係る部分に限る。)(又は第六十八条の三十五第一項(同条第三項第二号に係る部分に限る。))の規定
- 五 令和二年改正法附則第八十四条又は第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「令和二年旧措置法」という。)第四十二条の十二の六第一項又は第六十八条の十五の七第一項の規定

- 六 令和二年改正法附則第八十六条第四項又は第一百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第四十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定

- 七 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下この号及び次号において「令和三年改正法」という。)附則第四十四条、第四十七条若しくは第五十条第一項又は第六十条、第六十三条若しくは第六十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「令和三年旧措置法」という。)第四十二条の五第一項、第四十二条の十二の三第一項若しくは第四十三条第一項又は第六十八条の十第一項、第六十八条の十五の四第一項若しくは第六十八条の十六第一項の規定

- 八 令和三年改正法附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項の規定
- 九 令和四年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和四年旧措置法第四十六条第一項の規定

2 同上

- 一 平成二十八年改正法附則第九十二条第十項又は第一百五十五条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十八年旧措置法第四十八条第一項又は第六十八条の三十六第一項の規定

- 二 平成二十九年改正法附則第六十九条第十二項又は第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法

、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。）又は第六十五
条の九の規定

三 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力
を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同
条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

四 令和五年改正法附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有
するものとされる令和五年旧措置法第四十三条の二第一項の規定

第六十五条の八（第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項
を除く。）若しくは第六十五条の九又は第六十八条の七十九（第十項か
ら第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）若しくは第六十八条
の八十の規定

三 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項又は第六十九条第五項の規
定によりなおその効力を有するものとされる平成三十一年旧措置法第四
十七条の二第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）又は第六十
八条の三十五第一項（同条第三項第二号に係る部分を除く。）の規定

四 令和四年改正法附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するも
のとされる令和四年旧措置法第五十六条（第二項から第四項まで、第八
項、第十項及び第十二項を除く。）の規定

五 令和二年改正前措置法第四十二条の三の二の規定

六 令和二年改正前措置法第四十二条の四、第四十二条の六（第五項を除
く。）、第四十二条の九（第四項を除く。）、第四十二条の十から第四
十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四（第五項を除く。）、第
四十二条の十二の五から第四十二条の十二の七まで、第四十三条から第
四十八条まで、第五十二条の二（前項各号に掲げる規定に係る部分を除
く。）及び第五十二条の三（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第
十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、
前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定

七 令和二年改正前措置法第五十五条（第三項から第六項まで、第十二項
、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項から第二十一項まで
及び第二十三項から第二十五項までを除く。）、第五十五条の二（第二
項から第五項までを除く。）、第五十六条（第二項から第五項まで、第
九項、第十一項及び第十三項を除く。）、第五十七条の四（第三項から
第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）、第五十七条
の四の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十七条の五（第六項
から第九項まで及び第十四項から第十六項までを除く。）、第五十七条
の六（第三項から第六項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。
）、第五十七条の七（第四項から第七項まで、第十項及び第十一項を除
く。）、第五十七条の七の二（第三項から第六項まで、第九項及び第十
項を除く。）及び第五十七条の八（第三項から第七項まで、第十二項、
第十四項及び第十六項を除く。）の規定

八 令和二年改正前措置法第五十八条（第四項から第七項まで及び第十一項から第十三項までを除く。）及び第五十九条の規定

九 令和二年改正前措置法第五十九条の二第一項（同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定

十 令和二年改正前措置法第六十条の規定

十一 令和二年改正前措置法第六十一条の規定

十二 令和二年改正前措置法第六十一条の二（第二項から第五項まで及び第七項を除く。）及び第六十一条の三の規定

十三 令和二年改正前措置法第六十四条、第六十四条の二（第九項から第十二項までを除く。）、第六十五条から第六十五条の五の二まで、第六十五条の七（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五条の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）及び第六十五条の九から第六十六条の二までの規定

十四 令和二年改正前措置法第六十六条の十から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の十一の三（第三項を除く。）、第六十六条の十一の四、第六十六条の十三（第五項から第十一項までを除く。）、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四（第十一項を除く。）、第六十七条の五、第六十七条の六、第六十七条の七、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項及び第六十八条の三の三第一項の規定

十五 令和二年改正前措置法第六十八条の八の規定

十六 令和二年改正前措置法第六十八条の九、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の五（第五項を除く。）、第六十八条の十五の六から第六十八条の十五の七まで、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十五、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで、第六十八条の四十（前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）及び第六十八条の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定

十七 令和二年改正前措置法第六十八条の四十三（第三項、第四項、第十

附則

1 | この省令は、令和五年四月一日から施行する。

- 一 項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項を除く。）、第六十八條の四十四（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の四十六（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の五十四（第二項から第四項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第六十八條の五十四の二（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の五十五（第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。）、第六十八條の五十六（第三項から第六項まで、第十三項及び第十五項を除く。）、第六十八條の五十七（第四項、第五項及び第八項から第十一項までを除く。）、第六十八條の五十七の二（第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。）及び第六十八條の五十八（第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定
- 十八 令和二年改正前措置法第六十八條の六十一（第四項、第五項及び第十項から第十二項までを除く。）及び第六十八條の六十二の規定
- 十九 令和二年改正前措置法第六十八條の六十二の二第一項（同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定
- 二十 令和二年改正前措置法第六十八條の六十三の規定
- 二十一 令和二年改正前措置法第六十八條の六十三の二の規定
- 二十二 令和二年改正前措置法第六十八條の六十四（第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第六十八條の六十五の規定
- 二十三 令和二年改正前措置法第六十八條の七十、第六十八條の七十一（第十項から第十三項までを除く。）、第六十八條の七十二から第六十八條の七十六の二まで、第六十八條の七十八（第四項及び第十二項を除く。）、第六十八條の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）、第六十八條の八十、第六十八條の八十一、第六十八條の八十四及び第六十八條の八十五の規定
- 二十四 令和二年改正前措置法第六十八條の九十四から第六十八條の九十六の二まで、第六十八條の九十八（第六項から第九項までを除く。）、第六十八條の九十九から第六十八條の百一まで、第六十八條の百二（第十二項を除く。）、第六十八條の百三及び第六十八條の百四の規定

改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条及び第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第四百一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。